

公調委事第 99 号
令和 3 年 6 月 29 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

公害等調整委員会委員長
荒 井 勉

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和 3 年 2 月 15 日付け国不収第 76 号をもって意見照会のあった、道路改築工事並びにこれに伴う道路付替工事事業に関して、A 収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和 a 年 b 月 c 日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対する X からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 本件収用地及び本件使用地（以下「本件収用地等」という。）を分筆する前の B 地（以下「本件土地」という。）とその西側の隣接地との境界のうち北端である測点 C の位置は、平成 d 年 e 月 f 日に行われた境界立会時の位置と異なっており、本来は現在の杭より 2.3m 西側にあるべきである。また、南端である測点 D の位置も、本来それより南西側にある石が本来の境界であると聞いている。さらに、これら測点の間にある測点 E は、審査請求人が認識しないうちに設置されたものである。したがって、土地調書に添付された実測平面図は、審査請求人の所有を正確に反映していない。起業者が審査請求人に示した図面等に記載された審査請求人の自宅の向きは現状と一致しておらず、起業者が本件土地を正確に把握していないこと

は明らかである。

- (2) 処分庁は起業者（国土交通大臣）が平成 d 年に行った境界確定手続により適正に境界が画定されたと認められると主張するが、当時の本件土地の所有者は本件土地の管理を実質的に行っておらず、測量の立会時に境界の位置を誤ったものと考えられる。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

審査請求人は、本件土地の西側の境界線は測点 C、測点 E 及び測点 D（以下「西側の各測点」という。）を結ぶ線より西側にあると主張しているが、資料によれば、本件収用地等は令和 g 年 h 月 i 日に本件土地から分筆登記されたことから、法務局保管の地積測量図の座標上の測点によって現地において特定することが可能であることが認められる。審査請求人の上記主張は、本件土地の西側境界が本件収用地等より西側にあるというにすぎず、それだけでは、本件収用地等が本件土地の範囲内に含まれていたことと矛盾しないから、上記のとおり特定される本件収用地等の範囲や権利関係等に何ら影響するものではない。したがって、審査請求人の上記主張は、本件裁決の適法性に影響せず、本件裁決に対する不服の理由としては主張自体が失当である（なお、土地収用法上、処分庁における裁決手続において土地境界に係る私人間の紛争解決を行うことが求められているものではないから、審査請求人の上記主張に係る土地境界の位置についての審理判断の適否によって、直ちに本件裁決の適法性が左右されるというものではない。）。

審査請求人の上記主張が、土地調書に誤りがあり、本件裁決がそれに基づき本件収用地等を特定したことが違法であるとの趣旨であるとしても、資料によれば、起業者が平成 d 年に行った本件土地とその隣接地との境界確認の際に作成された本件土地に係る土地境界確認書には、西側の各測点の位置が記された図面が添付されているところ、当時の本件土地の所有者が現場で立ち会った上でこれに署名押印していることが認められる。また、本件土地の北側に隣接する審査請求人が所有する土地に係る土地境界確認書には、測点 C の位置が記された図面が添付されているところ、審査請求人は現場で立ち会った上でこれに署名押印していることが認められる。そして、西側の各測点の位置がこれらの土地境界確認書と土地調書との間で異なっていることを裏付ける資料もない。起業者は、これらの土地境界確認書を元に土地調書を作成しており、土地調書の作成手続に違法又は不当な点があるということはいできない。これに対し、審査請求人は、土地調書に立会人として、隣地との境界が異なり本件収用地等の面積及び範囲が異なる旨記載しているが、本件

土地の前所有者や審査請求人において、起業者による平成d年の境界確認の立会時に境界の位置を誤っていたことを裏付ける資料はないから、土地調書に基づき本件収用地等を特定することに違法、不当な点があるということとはできない。

さらに、審査請求人の「自宅の向き」についての主張は、自宅の位置が記載された仮測図（起業者発注の測量業者が平成d年実施の境界確認に先立ち作成した図面で、西側の各測点のうちの測点C及び測点Dと同一の各測点が境界点として記載されている。）に基づく主張と解されるが、それがどのように不正確で、審査請求人の境界線の主張とどのように結び付くのか不明であり、同図面記載の上記測点について、これを誤ったことを裏付ける資料がないことは上記のとおりであるから、上記判断を左右するものではない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。